

市内産木材を使った京のまちなみ推進事業 実施要領

京都市域産材供給協会

（目的）

第1条 本事業は、京都市内産木材（以下「みやこ杣木」という。）の利用を支援することで、木材の需要喚起と木のある京都らしいまちなみづくりを推進し、森林整備の促進、地域の林業や木材関連業界の活性化、森林が有する地球温暖化防止、土砂災害防止、水源涵養といった多面的機能の維持増進を図るとともに、市内の森林保全につなげることを目的とする。

（事業内容）

第2条 本事業は、京都市域産材供給協会（以下「協会」という。）が、京都市内の建築物の所有者、使用者（以下「申請者」という。）を対象に、その新築や増改築等に「みやこ杣木」を用いることに対して補助金を交付するものである。

（交付対象となる建築物）

第3条 京都市内に住所を有する建築物のうち、交付対象とする建築物は「住宅」と「店舗等」（以下「非住宅」という。）とし、それぞれ次に定める内容を満たす建築物とする。

（1）共通（住宅、非住宅の両方に適用）

- ア 国、地方公共団体又はその他の公的機関が所有又は整備するものでないこと。
- イ 本事業終了後に移動可能な家具類等でないこと。
- ウ 工事完了後、速やかに供用を開始するものであること。
- エ 本事業の補助金の交付対象となったみやこ杣木は、その耐用年数が経過したと判断されるまでは当該施設の主たる所有者又は使用者において維持・管理すること。
- オ みやこ杣木の普及啓発のため、本事業の実施期間及び実施期間完了後は、当該建築物にみやこ杣木を利用している旨のPRに努めること。
- カ 協会が作成、公開するパンフレットやホームページ等の広報媒体におけるみやこ杣木の使用状況写真の掲載に協力すること。また、本事業は京都市の木のあるまちづくりの推進事業を活用して実施するため、当該写真は協会から京都市へ提供することがあり、京都市が作成する啓発資材等での当該写真の掲載を承諾いただけること。
- キ 協会が行うみやこ杣木の使用状況に係る検査に協力すること。
- ク 交付対象の建築物に他の補助金を併用する場合は、補助対象を重複していないこと。

- ケ 仮設のものでないこと。
- コ 政治活動に用いるものでないこと。
- サ その他、協会が不適切と認める用途に用いるものでないこと。

(2) 住宅

ア 個人が京都市内に所有する住宅とし、賃借に供するものは含まない。

ただし、法人等が自ら雇用する従業員のために整備する社員寮等は、個人の居住スペースのみを補助金の交付対象とする。

また、申請者本人が居住する住宅内で賃借に供するスペースがある場合、当該スペースは補助金の交付対象外とする。

イ 補助金の交付対象となるみやこ柚木のうち、補助金額の1割以上は北山丸太、北山丸太の加工品、又はその両方を使用すること。

ただし、補助金の交付対象となるみやこ柚木の使用箇所の一部に屋外での利用（屋外の壁、木塀や屋外に設置するポーチなど、通常の利用で雨風にさらされる場所での利用。）が含まれている場合は、その分を除いた部材の合計金額の1割以上を、北山丸太、北山丸太の加工品、又はその両方の最低使用量とする。

例) みやこ柚木を屋内で20万円相当、屋外で10万円相当をそれぞれ使用する場合、屋内で使用する20万円のうち、1割となる2万円相当以上は北山丸太、北山丸太の加工品、又はその両方を使用してください。

ウ 本事業終了後に移動できない、造り付けの家具類は補助金の交付の対象とするが、家具類のみでの申請は認めない。

(3) 非住宅

ア 京都市内に所在し、市民等が利用する非住宅の施設であること（専ら住まいとして利用するものは含まない。ただし、供用開始後に特段の許可なく、市民（当該施設関係者を除く）が常時見ることができるスペースは対象とする）。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものでないこと。

（補助対象及び補助上限額等）

第4条 補助対象と補助上限額等は次のとおりとする。

(1) 共通（住宅、非住宅の両方に適用）

ア 補助対象となるみやこ柚木の合計金額から補助率及び補助上限額に照らし合わせて算出し、

1, 000円未満の端数を切り捨てた金額を補助予定額とする。切り捨てた額、補助の上限額を超過する費用、消費税その他必要となる諸費用は申請者負担とする。

イ みやこ柚木のうち補助対象となる北山丸太は、地域団体商標「北山丸太」であるものに限る（商標ラベルの貼付又はその旨が記載された出荷証明書の写しが必要）。

ウ 次に掲げるものは補助対象から除くものとする。

(7) 協会による検査を受けていないみやこ柚木

(4) 第6条の補助の決定に係る書面（第5号様式）の発行日より前に購入したみやこ柚木

(2) 住宅

協会が登録する生産事業体、製品取扱事業体又はその両方より購入したみやこ柚木（北山丸太を含む）の経費（木材費。税抜）の10分の9以内（上限16万円）を予算の範囲内で補助する。

(3) 非住宅

ア 協会が登録する生産事業体、製品取扱事業体又はその両方より購入したみやこ柚木（北山丸太を含む）の経費（木材費。税抜）の2分の1以内（上限100万円）を予算の範囲内で補助する。

なお、補助対象経費の上限額（200万円）を超え、かつ、みやこ柚木のうち北山丸太を購入し使用する場合は、補助対象経費の上限額（200万円）を超えた分における北山丸太の購入経費（税抜）の2分の1以内（上限15万円）を加算し、予算の範囲内で補助する（加算の対象となる補助対象経費の上限額は最大30万円）。加算分を含めた補助上限額は、最大115万円／件とする。

イ 屋外広告物等（いわゆる看板）の木質化用途としてみやこ柚木を使用する場合は、みやこ柚木の購入経費（木材費。税抜）及びその加工費（税抜）の合計の10分の9以内（上限8万円）を補助する。ただし、補助対象経費として算定できる加工費は、木材費（税抜）の等倍までとする。

ここでいう加工費とは、みやこ柚木（木材）自体への加工に要する費用とし、プレートなどの部材や当該部材の取り付け等に要する費用は含まない※。

※ 補助対象とする加工は、手彫り、機械彫り、インクジェット印刷、レーザー印刷、防水処理、防腐処理等とし、デザイン、設計、金物、取り付け工事などの費用は補助の対象外。

ウ 屋外広告物等（いわゆる看板）で使用するみやこ柚木を加工する事業者は、協会に登録する生産事業体又は製品取扱事業体に限る。

エ 屋外広告物等（いわゆる看板）の設置にあたり、京都市屋外広告等に関する条例に基づく手続きが必要な場合は、申請者においてすべての手続きを行うものとする。

（申請）

第5条 本事業の申請は、住宅・非住宅共通で次の各号の書類を令和5年1月20日（金）までに協会へ提出しなければならない。ただし、本事業の予算額に達した時点で申請の受付を終了する。

- (1) 申請書（第1号様式）
- (2) 申請に係る承諾書（第2号様式）
- (3) みやこ杉木使用明細書（第3号様式）
- (4) （工務店等による代理申請の場合は）委任状（第4号様式）
- (5) 交付対象となるみやこ杉木すべての見積書の写し（当該工事に係る見積書であることが分かるものに限る）
- (6) 現場位置図（任意様式）
- (7) 対象施設の図面（みやこ杉木の使用箇所を表示した平面図・立面図）（任意様式）
屋外広告物に関してはデザイン（意匠）図も添付すること
- (8) （非住宅のうち木製屋外広告物等の場合のみ）みやこ杉木の加工費の見積書の写し
- (9) その他、協会が必要とする書類

（補助の決定）

第6条 協会は、申請書を受理後、申請内容を順次厳正に審査し、その結果を速やかに申請者へ書面（第5号様式）にて通知する。

（事業の変更）

第7条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合は、変更内容に係る根拠資料を添付した変更承認申請書（第6号様式）を速やかに協会へ提出し、協会からの承認を書面（第7号様式）にて得るものとする。

2 補助金交付予定額の2割未満の増減、及び施工工期の変更の場合は、前項の変更承認申請書を提出する必要はない。ただし、変更が軽微であっても変更が発生する場合は、事前に協会へ変更内容を伝え、協会が求める場合は必要な書類を提出するものとする。

3 申請時に記載されていない追加工事による補助金増額は認められない。

（完了報告書）

第8条 本事業の補助対象部分の工事完了後、当該工事が完了した日から起算して2週間を経過した日、又は令和5年2月10日（金）のいずれか早い期日までに、申請者は完了報告書（第8号

様式) 及び次の各号に掲げる書類を、協会へ提出しなければならない。なお、各号とも交付対象となるみやこ柚木についてのものに限る。

- (1) 使用状況写真(第9号様式)※1
- (2) 出荷証明書の写し
- (3) 納品書の写し
- (4) 請求書又は領収書の写し※2
- (5) その他、協会が必要とする書類

※1 使用前写真の提出がない場合は、補助金の交付対象外とする(新築の場合は不要)。

また、本事業の補助対象部分が、工事の完了後に目視による確認ができない箇所は、当該部材(構造材、下地材など)を用いた箇所(床下など)ごとに、当該部材の使用前と使用後の写真を併せて提出すること。写真その他の手法により、使用されたことが確認できない場合は、補助金の交付対象外とする。

屋外広告物についても設置前後写真を提出すること。

※2 木製屋外広告物については、みやこ柚木だけでなく、その加工費に係るものも提出すること

(完了検査)

第9条 前条の完了報告書の提出後、申請者は協会による完了検査を受けなければならない。

2 協会は前条の完了報告書をもって完了検査を行い、必要に応じて現地確認を行う。

(交付額の確定)

第10条 協会は、完了検査により、完了報告書と照らして適切に使用されていることが確認できたみやこ柚木のみに対する補助金の交付額を確定し、その旨を書面(第10号様式)にて申請者へ通知し、指定された金融機関口座へ補助金を振込むものとする。補助金の振込先名義は申請者又は委任された代理申請者に限る。

(補助の中止及び返還)

第11条 次の各号に該当する場合は、協会は補助採択の決定を取り消す、又は既に交付した補助金の一部あるいは全額の返還を当該申請者へ求めることができるものとする。

- (1) 申請内容に重大な虚偽があると認められた場合
- (2) 本事業で利用したみやこ柚木を、各使用箇所の用途における耐用年数を経過することなく撤去又は解体等を行った場合。ただし、災害等不可抗力による場合を除くものとする。

(関係書類の保存)

第 12 条 申請者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした書類を、本事業が完了した日の後の最初の 4 月から起算して 5 年間保存しなければならない。

令和 3 年 4 月 1 日	制定
令和 3 年 6 月 1 日	改正
令和 4 年 2 月 1 日	改正
令和 4 年 4 月 20 日	改正